

介護ロボット導入支援事業実施要領

1 趣旨

本要領は、栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）の介護ロボット導入支援事業を実施するにあたり、交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

新たな技術を活用した介護ロボットやICT機器は、介護従事者の身体的負担軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であるため、広く一般の介護事業者における取組の参考となるよう先駆的な取組に対して支援を行うことにより、介護環境の改善に資するとともに、介護ロボットやICT機器の普及を促進することを目的とする。

3 交付対象者

県内の介護サービス事業者（以下「事業者」という。）

4 補助の対象範囲

(1) 介護ロボット機器

次のアからウの全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。

ア 目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

イ 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

(ア) ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

(イ) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業」において採択された介護ロボット

ウ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器（既に導入済の機器を含む）を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次のいずれかを対象とする。

ア Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費

(ア) 対象経費

配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築などに係る経費

(イ) 対象外経費

介護ロボットのメンテナンス、通信などに係る経費

イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む)

(3) ICT機器

ア 要件

(ア) 記録業務、情報共有業務 (事業所内外の情報連携含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること (転記等の業務が発生しないこと)。また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる (転記等の業務が発生しなくなる) 場合も対象とする。

(イ) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等 (居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。) の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。

(ウ) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等を導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること (補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示 (シール等による貼付) を行うなど事業所において工夫すること)。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。

(エ) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること (有償・無償を問わない)。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

(オ) タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。

(カ) 本事業により ICT を導入した事業所においては、「VISIT」 (通所リハビリステーション事業所及び訪問リハビリステーション事業所に限る。) 及び「CHASE」による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

(キ) ICT 導入に関して他事業者からの照会等に応じること。ただし、事業所職員

や利用者の個人情報等の照会への対応は不要。

イ 対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様や VISIT・CHASE 対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT 導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など

- ※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とし、毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分（当該年度の3月末までに係る経費）に限る。
- ※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど ICT 技術を活用したものは補助対象となる。なお、ハードウェアを導入するには、上記要件を満たしていることが前提となる。
- ※3 介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。
- ※4 運用に必要な Wi-Fi ルーターなど Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。

ウ 対象外経費

事業所に置くパソコンやプリンター、バックオフィス業務（人事、給与、ホームページ作成などの業務）が単体となっているソフトの導入に係る経費、通信費は対象外とする。

5 介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入等計画

(1) 計画の作成

ア 介護ロボット・見守り機器の導入に伴う通信環境整備

介護ロボットの導入、見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行う事業者は、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入等計画（交付要領第3条に定める別紙2-4-(1)）を作成し、他の事業者の参考となるべき導入後3年間の活用モデルを示すこと。

なお、介護ロボットの導入、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費いづれについても補助を受ける場合においては、計画は別に作成することとするが、1計画の中で、それぞれの計画内容が明確に別に確認できる場合は、1計画に記載して差し支えない。

イ ICT機器

本事業においてICT導入を行う事業者は、ICT導入計画（交付要領第3条に定める別紙2-4-(2)）を作成するものとする。

当該計画の作成に当たっては、ガイドライン等を参考に、導入による業務フローの見直し、導入を進めるための実施体制、職員への研修計画や技術的な支援体制の整備についても検討を行い、必要に応じて、計画に盛り込むことが望ましい。

(2) 導入効果の報告

ア 介護ロボット・見守り機器の導入に伴う通信環境整備

(ア) 介護ロボット導入等効果報告書（別記1）を作成し、他の事業者の参考となるべき導入効果について、客観的な評価指標に基づいて示すこと。

(イ) 導入翌年度からの3年間、毎年度3月31日を基準日として、基準日から1か月以内に知事に報告すること。

イ ICT機器

(ア) 本事業においてICT導入等を行った介護事業所については、導入年度及び導入翌年度に、実績報告書（交付要領第7条に定める別紙5-4-(2)）の調査項目を基本として、県を通じて、導入製品の内容や導入効果等を報告するものとする。

(イ) 具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、別途、厚生労働省からの指示によるものとする。

6 補助額等

(1) 補助額

ア 介護ロボット機器

1 機器につき導入経費の2分の1（補助限度額30万円）を補助額とする。

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

1 事業所につき整備経費の2分の1（補助限度額150万円）を補助額とする。

ウ ICT機器

1 事業所につき導入経費の2分の1（補助限度額100万円）を補助額とする。

(2) 補助対象から除くもの

ア 消費税及び地方消費税

イ 交付決定前に補助対象に係る売買契約等を締結したもの

(3) 介護ロボットの導入に伴う1回当たりの限度台数

ア 施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数（小数点以下切り上げ）を限度台数とする。

イ 在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数（小数点以下切り上げ）を限度台数とする。

なお、利用定員数のないサービスについては、1日の利用限度人数を利用定員数とみなす。

(4) 介護ロボット導入等計画との関係

ア 介護ロボット機器・見守り機器の導入の伴う通信環境整備

介護ロボット機器については、1計画につき1回の補助とし、見守り機器の導入に伴う通信環境整備については、1事業所につき1回の補助とする。

イ ICT機器

ICT機器については、原則として1事業所1回とするが、補助額の合計が6(1)以内であれば、2回目の補助も可能とする。2回目の補助を行う場合には、基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。

7 とちぎ介護人材育成認証制度に係る優先枠等

(1) 優先枠

とちぎ介護人材育成認証制度においてレベル3の認証を受けている事業者(以下、「レベル3事業者」という。)に対し、事業を優先的に採択する優先採択枠を一定数設ける。

(2) 補助限度台数

レベル3事業者が介護ロボットを導入する際の1回当たりの限度台数を、6(3)により算出した台数の2倍とする。

8 提出書類

(1) 本事業による補助を受けようとする者は、交付要領第3条に定める書類を提出するものとする。

(2) 本事業に係る実績報告を行おうとする者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、交付要領第7条に定める書類を提出するものとする。

9 その他

(1) 予算額に限りがあるため、原則として申請書は申請受付開始日以降、先着順に受け付ける。

(2) 交付要領第5条に基づき、補助事業の内容又は20%を超える経費配分の変更を行う場合や、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、必ず所定の申請を行うこと。

(3) 交付要領第4条(5)の知事が定める期間は、5年間とする。

附則

この要領は、平成28年5月10日から適用する。

附則

この要領は、平成 31 年 3 月 29 日から適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 3 月 31 日から適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 6 月 9 日から適用する。

別記 1

介護ロボット導入等効果報告書

年 月 日

報告担当者 職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

法人名	事業所名	介護サービスの種別
導入機器・設備の種別	介護ロボットの製品名 (通信環境整備の場合は、見守り機器の製品名)	
導入時期	導入台(セット)数	
年 月 日		
使用状況 (日々の活用状況等)		
介護時間の短縮		
直接・間接負担の軽減効果		
介護従事者の満足度		
利用者の満足度		
その他		

※ 必要に応じて、日々の活用状況が確認できる日誌等を添付すること。

※ 導入計画に基づき、導入翌年度からの3年間、毎年度3月31日を基準日として、基準日から1か月以内に知事に報告すること。